

奥多摩町子ども・子育て会議委員を募集します

町では、少子化・高齢化が進むなか、家庭や地域社会において子育てしやすい環境を整備し、子どもの健全な育成を図るとともに、住民みなさんから幅広く意見を伺い、高齢者を含むすべての住民の方々にとってより良い環境をつくっていくため、奥多摩町子ども・子育て会議を設置しています。

この会議に委員として参画していただく方をつぎのように募集します。

【応募資格】 町内在住で子どもの保護者であり、町の子ども・子育て支援施策に関心がある方
日中または夜間の会議に出席できる方（年数回）

【委員の任期】 2年間

【募集人数】 若干名

【応募方法】 所定の応募用紙に町の子育て支援に関する意見（400字以内）などを記入のうえ、3月5日（火）までに、郵送または持参してください。所定用紙は、子ども家庭支援センター、住民課、保健福祉センターの窓口にあります。

【審査】 1次審査：書類審査 2次審査：面接（1次審査通過者のみ）

※提出先、問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎ 85-2611
(〒198-0105奥多摩町小丹波108番地)

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか ～申請期限は2月29日（木）まで～

食費などの物価高騰による影響を特に受けやすい非課税の子育て世帯に対して、生活支援を行う観点から給付金の支給を行っています。

支給対象となる方でまだ申請手続きをされていない方は、申請期限が迫っていますので、お早めにお問い合わせのうえ、お手続きください。

また、支給対象となるかご不明な方についてもご遠慮なくお問い合わせください。

【給付額】 対象児童一人あたり 5万円

【申請期限】 2月29日（木）

【支給対象者】

18歳未満の児童（障害がある場合は20歳未満の児童）を監護・養育する子育て世帯のうち、つぎの表の①から③に当てはまる方。



支給要件	支給対象児童	手続きなど
① ひとり親世帯の方で、公的年金を受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受けていない方	平成17年4月2日（障害がある児童の場合は、平成15年4月2日）から、令和6年2月29日までに生まれた児童	申請手続きが必要です。必要書類をお渡しします。 *支給要件により、必要書類が異なりますので、あらかじめ担当までお問い合わせのうえ、お手続きをしてください。
② 令和5年度住民税（均等割）が非課税の方		
③ 令和5年1月1日以降に物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度住民税（均等割）が非課税相当の収入となった方		

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎ 85-2611